

海保嶺夫著
『幕藩制国家と北海道』

長谷川成一

海保嶺夫氏は昭和四十九年に『日本北方史の論理』を上梓して、北海道史研究の基本的な視角を示しかつ問題解明の端緒を開いてみせたが、何分、研究者の間では当該地域の研究が未開拓ともいふべき領域に属するため、同氏の投じた問題の波紋は大きかった。本書

は前書に引続いて、著者海保氏が昭和四十九年以降同五十三年に至るまでの期間に、各種誌および講座に執筆した論文を収録したものである。

全体の構成は序章ならびに三章から成っており、章節の論文名は左に記す通りである（各節の副題は便宜上、ここには載せない）。

序章 蝦夷地と幕藩制社会

第一章 松前藩の成立

第一節 松前藩家臣団の成立

第二節 極北における幕藩制的秩序の確立

第三節 松前藩における職制の成立

第二章 石高制・民族・和人地

第一節 「無高大名」松前藩と石高制

第二節 「ぞがしまのかみ」の二代目

第三節 北海道「座り込み闘争」事始め

第四節 「和人」とアイヌ人

第五節 近世チャンの性格と成立

第六節 「和人」名義考

第七節 和人地におけるアイヌ人

第三章 松前藩の解体と北海道の近代化

第一節 北海道の「開拓」と経営

第二節 北辺の一庶民のみた明治維新

第三節 開拓使官僚の系譜

第四節 北海道開拓と歌

掲載誌一覧―あとがきにかえて―

右の章節をみてすぐに気がつくと思うが、本書はとりもなおさず一貫した松前藩政史の叙述になっており、特に同藩の成立と解体に力点が置かれている。

著者は序章において、幕藩制社会における蝦夷地の位置づけを様々な角度から試み、従来の日本封建国家論では松前藩の構造的な特質を説明しきれない点を指摘する。本書を貫徹するモチーフはまさに此点にあり、しかも幕藩制国家における蝦夷地とはいったい如何なる機能を有し、それがどのようにして国家機構の中に包摂されたのかという著者の問題意識が説明されているといつてもよい。

第一章では松前藩の成立について、家臣団の成立を基軸として蛎崎氏が道南の近世大名として成長するまでと、商場知行制の確立・藩主財政の基盤確立と権力機構の整備をとりあげて、寛永期松前藩政の展開を検討した。それに続いて、機構と法制の両面から同藩の藩治職制の成立を説き、延宝から享保に至る所謂確立期藩政を見通している。この章は中世末から幕藩制の確立期に及ぶ一貫した政治史の叙述になっている。

第二章は石高制・民族・和内地と題して、「無高大名」としての松前藩は石高制を編成原理とする幕藩制国家の中でのいかにして家臣団を統制し、幕府に対する奉公として軍役をどのように負担したのかを考察した。また近世におけるアイヌ民族と和内地の問題を取りあげて、なかでもチャン（砦とか館とかいう意味）の道内分布をみるなど、アイヌ民族史を多角的に把握せんと試みている。

第三章は、松前藩の解体と北海道の「開拓」を政治史に重点を置いて追究する。著者は明治政府の北海道「開拓」政策は、台湾・朝鮮・満州などの海外植民地における人民支配の先行的性格を有するものと規定すると共に、開拓使官僚の系譜を詳細に分析することにより、北海道「開拓」政策を遂行する官僚群の体質を封建官僚とさえも言い得る性格をもつと説明する。

紙数の関係上まことに粗略な紹介に終始してしまつたが、本書を通読して得た若干の所感を次に述べることにする。

序章での問題提起にみられるごとく、松前藩の成立はまさにアイヌ民族との拮抗状態を克服して崎崎氏が幕藩制国家に組み込まれた時にありえたのであり、幕藩制国家もその再

生産構造は、蝦夷地における鱈メダシ生産（アイヌ民族がそれに労働編成される）によつて補充された。近代国家の北海道「開拓」政策はまさに異民族支配の問題に本質的にはかならなかつたことからして、国家と民族、民族と民族という視座において松前藩政史及び北海道史研究を見直すべきであるという著者の提言は説得力もあり尊重すべきである。現在、成立期に主な関心が寄せられ、「国郡制」とか「伝統的國家の枠組」についての議論を中心として展開している幕藩制國家論に、異民族支配の問題はいかに位置づけしかも組み込むべきものなのか（征夷大將軍の名稱をめぐつて若干のコメントは本書中でなされているが）、國家論の深化のためにも著者の後論を期待したい。

次に蝦夷地社會の研究の難しさについて、著者は「蝦夷地の歴史は二次史料しかもたないという宿命をもつており、分析視角のあり方がもっとも大切な問題となつてくる」（本書一九六頁）と述べており、一次史料を駆使して事實關係を構築できない現状を前にして、分析視角のあり方がその困難を克服する鍵であるとしてゐる。その考えに對して筆者はもちろん反對ではなく、あわせて著者の分

析視角・問題把握の確さには敬意を払い高く評価するものである。それだけに限られた史料の解釈と操作には慎重であらねばならないであろう。たとえば、寛永期における家臣団への知行宛行を問題にした時、寛永十年の「領内ノ里程ヲ定」めたこと、同十二年の家臣の封内巡行、「全島の地圖作成」を「一種の檢地」とし、商場宛行の経過を間接的に示したものと右の事柄を当てはめてゆくが、封内巡行と地圖作成、領内測量がなぜ一種の檢地なのか説明が欲しいところである。また、「松前家記」（明治十一年）にある「封内ノ里程ヲ定」に拠つて著者は領内測量を認定しているが、この文言からは測量云々のことは全くの推測にすぎず、「福山秘府」（年歴部）の「量東西之里程」であれば著者の解釈する通りとなるであろう。次に全島の地圖作成の件であるが、「福山秘府」（同部）には「是歲村上掃部左衛門巡行境内画地圖」とのみあって、所謂全島地圖の作成の記述は見当らない。著者は行論中「福山秘府」をかなり引用しており、論拠とする箇所も少なからずあるにもかかわらず、此場面ではなぜ「松前家記」を引用したのか、理解に苦しむのは筆者ばかりではあるまい。

北海道史研究には門外漢である筆者は、些細な事柄に少し突込み過ぎたかもしれない。しかし、著者が当該研究の史料制約を想うならば、史料にあらわれた文言の取扱いにはより注意を払うべきものではなからうか。もとより右に記した筆者の指摘は本書の価値を聊も損じるものではないことは言うまでもないが、本書ならびに著者に期待する所が大きい故、敢て揚足取りとも受けとられかねない事を述べた次第である。誤読および失礼にわたる事柄については御海容願いたい。

(弘前大学講師)

(A5判、三三三二ページ、四五〇〇円、三一書房刊)